

埼玉県 NPO基金

皆様からの御寄附を
お願いします

NPOとは？

NPO（特定非営利活動法人）とは、営利を目的とせず、様々な地域の課題に対して自発的に取り組み、継続して社会貢献活動を行う民間団体です。

基金の使いみち

- ①NPO法人が主体となって実施する協働事業
- ②NPOならではのアイデアや先駆的な視点の取組
- ③助成金事業をはじめとするNPO活動の広報

寄附のメリット

◇税法上の優遇措置◇

埼玉県（地方公共団体）への寄附として、税法上の優遇措置があります

◇感謝状・協力証の贈呈◇

個人で10万円、団体で50万円以上で知事から感謝状、個人・団体を問わず、1万円以上で協力証を贈呈いたします。

埼玉県立近代美術館所蔵の名画をデザインした協力証です。



◇ネーミング事業◇

個人・団体を問わず、分野希望寄附への寄附金額が50万円以上の場合、県の実施する助成事業の愛称をつけていただけます。（要申込）

◇バナー広告掲載◇

寄附金額が団体で50万円以上の場合、ホームページ「埼玉県NPO情報ステーション」NPOコバトンびんにバナー広告を掲載いただけます。

（要申込）

団体希望寄附とは？

寄附をする際に、基金を通じて支援したいNPO法人を、具体的に希望することができる制度です。

以下を満たすNPO法人からお選びいただけます。

- ◇埼玉県内に主たる事務所がある。
- ◇県内を中心に活動している。
- ◇あらかじめ基金登録団体として登録している。

個人



個人住民税
所得税の
寄附金控除
(ふるさと納税制度)

企業等



法人税に
おける
損金算入

埼玉県のマスコット
コバトン

♥興味のある
活動分野が
ある

♥具体的に
支援したい
団体が
決まっている

♥一定の
活動分野の
団体を
支援したい

♥特定の
分野や団体
ではなく、
広くNPOを
支援したい

♥活動内容に
共感できる
団体を
支援したい

分野希望
寄附

一般
寄附

団体希望
寄附

19の分野などから
希望できます

基金登録団体から
希望できます

埼玉県NPO基金への寄附方法

3つから、お好きな方法をお選びください。

埼玉県NPO基金

有識者等による委員会での審査

助成金の交付

NPO法人
事業の実施

Q1

埼玉県NPO基金は 何に使われているのですか？

NPOならではのアイデアを活用した事業や協働で取り組む事業に対する助成金の交付。助成事業の広報などに使わせていただいています。

基金の活用状況については、「埼玉県NPO情報ステーション『NPOコバトンびん』」(<http://www.saitamaken-npo.net>)に掲載しているほか、事業報告書「NPO基金ニュース」を作成し、寄附をいただいた方にお送りしています。

Q2

埼玉県NPO基金に 寄附したい場合は どうすればよいですか？

所定の寄附申込書により、お近くの金融機関の窓口(県内の銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等)で寄附していただくことができます。

手数料は無料です。

寄附申込書は、共助社会づくり課(TEL048-830-2839)に御連絡いただければ、すぐにお送ります。

Q&A

Q3

団体希望制度では どんな団体でも 希望できるのですか？

基金登録団体の中から支援したいNPO法人をお選びいただけます。

希望された団体が、「みんなでサポート事業」に応募し、助成を受けることで活用されます。

ただし、助成にあたり審査があり、1年度内の助成金額の上限は200万円となります。

なお、団体希望寄附のうち一部の寄附金は一般寄附として受入れ、広くNPOの支援に活用させていただきます。予め、御了承ください。

※基金登録団体は、「埼玉県NPO情報ステーション」(<http://www.saitamaken-npo.net>)で紹介しています。



このバナーが目印です。

Q4

寄附金の 税法上の優遇措置とは どんな内容ですか？

【個人の場合】

1 ふるさと納税制度

寄附額のうち2千円を超える部分について、所得税・個人住民税から原則として金額が控除されます。(一定の上限があります。)

2 相続税

相続した財産を申告期限内に寄附した場合、その寄附した財産は、相続税の課税価格に算入されません。(一定の要件があります。)

【法人の場合】

寄附金額の全額を損金算入することができます。

税の控除を受けるためには

【確定申告】が必要です。

詳細については最寄りの税務署へお問い合わせください。

金融機関の窓口で渡される「寄附申込書兼領収書」を確定申告の際に提出してください。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を御利用いただくと、確定申告が不要となります。(適用には一定の要件があります。)

税法上の優遇措置に関するお問い合わせ先
埼玉県総務部税務課 TEL 048-830-2651

彩の国



埼玉県 共助社会づくり課

担い手支援担当 TEL 048-830-2839

E-mail a2835-03@pref.saitama.lg.jp

埼玉県NPO情報ステーション「NPOコバトンびん」

<http://www.saitamaken-npo.net/>



埼玉県のマスコット
コバトン